

自治基本条例検討委員会の部会

	第1部会	第2部会	第3部会
1. 前文	●		
2. 総則 ○条例の目的 ○条例の目的位置づけ ○用語の定義 ○自治の基本原則	●		
3. 市民の権利と役割と責務		●	
4. 議会の役割と責務			●
5. 市長・行政執行機関・職員 の役割と責務			●
6. 協働の仕組み ○企画立案段階(住民投票) ○事業・活動等の実施段階 ○評価・改善段階		●	
7. 市政の運営 ○行政組織 ○計画的な市政運営(総合計画等) ○情報公開・個人情報の保護 ○行政手続 ○財政 ○行政評価 など			●
8. 条例の実効性の確保 ○条例の遵守 ○条例の検証・見直し	●		

※議会の役割と責務については、議会側が作成してきた案について、議会とのすり合わせを行う。